

お知らせ

令和4年度LPガス消費者保安月間

保安対策課

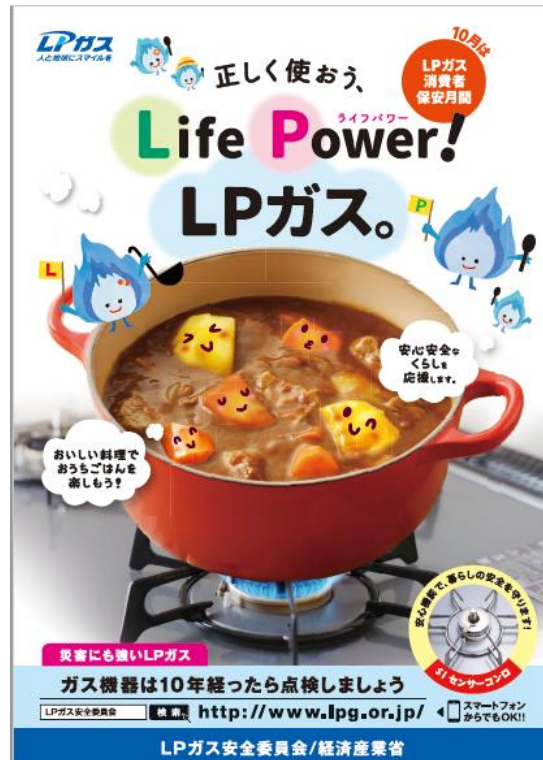
毎年10月は、LPガス消費者保安月間と定められています。保安対策課では、LPガスを使う事業者等の保安意識の向上と事故防止を図ることを目的に下記のとおり啓発活動に取り組みます。

1 実施期間

令和4年10月1日から31日まで

2 月間中の主な取り組み

- (1) 事業所への立入検査並びにリーフレットの配布
- (2) LPガス消費者保安月間の懸垂幕の掲出(消防本部庁舎)
- (3) 本部庁舎電光掲示板に放置ボンベ撲滅週間に係る「お知らせ」を掲示
- (4) 消防組合ホームページに「お知らせ」を掲載



LPガス容器